



平成 24 年 4 月 27 日

各 位

東京都港区芝二丁目 7 番 17 号
株式会社ストリーム
代表取締役社長 劉 海濤
(コード: 3071、東証マザーズ)
取締役管理本部長 竹下 謙治
(TEL .03 - 6858-8189)

財務報告に係る内部統制の重要な欠陥に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 1 月期の内部統制報告書に重要な欠陥がある旨を記載いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 重要な欠陥の内容

当社において不適切な会計処理が行われていたことが判明いたしました。当社の過去の不適切な会計処理の疑義に関し、事実の把握及び不正行為の有無の把握、責任の所在について、平成 24 年 2 月 10 日に設置した外部の専門家で構成される第三者調査委員会により、厳正かつ徹底した調査をおこないました。当該調査により、当社の平成 20 年 1 月期から平成 23 年 1 月期における仕入値引(リベート)の過大計上及び過小計上による過大計上の取り崩しが行われていた事実、及び、仕入値引不正計上等による買掛金残高に多額の違算が生じている事実等の不適切な会計処理が行われていることが判明いたしました。

本件に対する当社の対応として、平成 20 年 1 月期以降の決算を訂正し、平成 20 年 1 月期から平成 23 年 1 月期の有価証券報告書、平成 20 年 1 月期及び平成 21 年 1 月期の半期報告書及び平成 22 年 1 月期から平成 24 年 1 月期第 3 四半期までの四半期報告書等の訂正報告書を提出いたしました。

本件については、当社の営業責任者であった元専務取締役の業績に対する強い思い等により実行されたものですが、当社の全社的內部統制において、業務処理が過度に集中し職務分掌が不十分であり、統制環境に不備があること、また、仕入計上及び仕入値引(リベート)に係る業務プロセスにおいて一部の仕入先につき仕入計上データと請求データとの照合に係る統制手続に不備があること、併せて担当部門と管理部門間の相互牽制、モニタリングが不十分であることによるものと認識しております。

2. 事業年度末日までに是正できなかった理由

本件疑義の認識及び第三者調査委員会による調査を平成 24 年 2 月から平成 24 年 3 月にかけて行ったことから、評価結果に関する事項に記載した不備について、是正措置、再発防止策を当事業年度末日までに完了することができなかったためであります。

3. 重要な欠陥の是正方針

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、重要な欠陥を是正するために、第三者調査委員会からの提言をふまえて、是正措置、再発防止策を講じ、内部統制の一層の強化に着手しております。

財務報告に係る内部統制の重要な欠陥を是正するための措置を以下のように考えております。

- (1) コンプライアンスに関する意識向上
 - 外部有識者を招いた研修制度の充実
 - 行動指針等の周知の徹底
 - アンケートの実施
 - 内部通報制度の一層の周知徹底
- (2) 内部統制プロセスの一層の強化
 - リベート計上プロセスの見直し
 - 買掛金違算原因の明確化と管理体制の構築
- (3) 再発防止のための管理体制の一層の強化
 - 経営管理部門の強化
 - コンプライアンス委員会の設置と内外での連携
 - モニタリング機能の強化

以上